

君 津 市 環 境 審 議 会 議 事 録

日 時 令和6年7月3日（水）午後1時30分

場 所 君津市役所9階 議会全員協議会室

【君津市環境審議会】

1 開 会

2 会長あいさつ

3 市長あいさつ

4 議 題

(1)新井総合施設株式会社に係る汚染土壌処理施設設置等事前協議について（諮問）

5 その他

6 閉 会

◎ 出席委員 11名

三浦 道雄	保坂 好一	天笠 等	大和 ヒロシ	山口 仁
鈴木 喜計	中野 勝	北川 竜司	石井 信幸	館本 良司
藤田 一哉				

◎ 欠席委員 4名

堀内 和親	石上 塁	天笠 寛	茅野 雅義
-------	------	------	-------

◎ 出席職員 8名

市長		石井 宏子（一時退席）
経済環境部次長		石山 英樹
経済環境部環境保全課	課長	小松 毅
〃	調査規制係長	川嶋 高平
〃	環境施策係長	一田 和敏
〃	主事	鈴木 祐麻
〃	主事	板倉 世緯
経済環境部環境グリーン推進課	環境グリーンアドバイザー	大竹 一宏

◎ 公開又は非公開の別 公開 ・ 非公開

◎ 傍聴者 5名（定員6名）

(川嶋係長)

ただ今から、君津市環境審議会を開会いたします。

進行を務めさせていただく、環境保全課 川嶋と申します。

よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、委員総数１５名のところ１１名で、半数以上が出席されておりますので、君津市環境審議会規則第３条第２項の規定により、本会議は成立することを報告します。

なお、本日の審議会については、君津市情報公開条例に基づき公開となっており、会議録につきましては、後日、市のホームページで公開されますので、ご了承願います。

また、本日の傍聴者は５名ですので、これより入室することをご了解願います。

(傍聴者の入室)

それでは、配布資料について、確認させていただきます。

あらかじめ、資料１－１、資料１－２については郵送させていただいております。

本日の配布資料として、会議次第、両面印刷で委員名簿、事務局職員名簿、席次表を机上に置かせていただいております。

資料が足りない方がいらっしゃいましたら、お知らせください。

また、本日の出席委員及び出席職員については、名簿と席次でご確認くださいませうようお願いいたします。

それでは、始めに保坂会長からご挨拶をお願いいたします。

(保坂会長)

みなさんこんにちは。本日は、新井総合施設株式会社の第１期処分場改善工事に係る重要な協議になります。思い返せば、君津市においては、県に対する第１期の改善工事の実施を市長自ら申し入れていただけてきました。

ようやく、そういったことで、改善がなされるという形でございます。皆さんお手元の資料は、目を通して十分理解していただいていると感じておりますので、皆さんのご意見を頂戴しながら答申に向かっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。また、１７日には視察を予定しております。

それでは、よろしくお願い申し上げます。

(川嶋係長)

ありがとうございました。

続きまして、石井市長からご挨拶を申し上げます。

(石井市長)

皆様こんにちは。環境審議会委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

日頃から、環境行政をはじめ、市政各般にわたり、格別なるご支援、ご協力をい

ただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

本日の議題ですが、新井総合施設株式会社に係る汚染土壌処理施設設置等事前協議の諮問となっております。委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見をいただくようお願い申し上げます。

次に、この場をお借りいたしまして、一点ご報告申し上げます。

本審議会の鈴木委員が、去る6月13日に千葉県知事から環境功労者知事感謝状の贈呈をお受けになりました。鈴木委員におかれましては、平成24年10月から現在に至り、君津市環境審議会委員をお務めいただき、環境分野の専門家としての知見を活かした貴重なご意見をいただいているところでございまして、これまでの功績が高く評価され今回の受賞となったものでございます。

この度のご受賞を心からお祝い申し上げますとともに、今後ともより一層のお力添えをいただくようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

鈴木様、誠におめでとうございます。

(川嶋係長)

ここで、鈴木委員から一言ご挨拶をいただけますでしょうか。

(鈴木委員)

皆さんこんにちは。ご指名でございますので、市長を始め丁重なお言葉を頂戴ありがとうございます。数えてみれば、環境行政に携わって50年過ぎました。県外の審議会委員も務めさせていただき、廃棄物も含め半世紀を過ぎたところですが、今後ともお役に立てればということで、色々研鑽してきた部分などをご紹介します。上げたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

ありがとうございます。

(川嶋係長)

ありがとうございました。それでは、以降の進行につきましては、君津市環境審議会規則第3条により保坂会長に議長をお願いいたします。

(保坂議長)

これより私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

円滑な議事進行のため、皆様のご協力をお願いいたします。

議題1「新井総合施設株式会社に係る汚染土壌処理施設設置等事前協議について」、石井市長より諮問の申し出がありました。

そのため、審議に先立ちこれをお受けいたしますので、ご了承願います。

(川嶋係長)

それでは、恐れ入りますが、会長及び市長は会長席前へお進みください。

(石井市長が諮問書を読み上げ、保坂会長に手交)

(事務局が各委員に諮問書の写しを配布)

(川嶋係長)

ここで、石井市長は公務の都合上、退席いたしますので、よろしくお願いいたします。

ます。

（ 石井市長退席 ）

（保坂議長）

それでは、ただいま諮問された、議題1「新井総合施設株式会社に係る汚染土壌処理施設設置等事前協議について」、事務局から説明を求めます。

（ 事務局から議事の進め方について説明 ）

（保坂議長）

事務局から、本日の議事の進め方について、説明がありました。
事務局から、事業者の入室を求められておりますが、皆様いかがでしょうか。

（ 委員から異議なしという発言あり ）

（保坂議長）

それでは、事業者の入室を許可します。

（ 事業者入室 ）

（保坂議長）

事業者の皆様、ご出席をいただきありがとうございます。最初に起立の上、出席者の紹介をお願いいたします。

（ 事業者から出席者紹介 ）

（保坂議長）

それでは本件について、事務局からの説明を求めます。

（ 事務局から資料に沿って説明 ）

（保坂議長）

事務局からの説明が終了しましたので、続けて、事業者からの説明を求めます。

（ 事業者から資料に沿って説明 ）

（保坂議長）

それでは、説明が終わりましたので、ご質問がありましたら、よろしくお願いいたします。

（天笠 等委員）

汚染土壌は外部から搬入されるものと、第1期処分場から搬入するものがあるとのことですが、割合はどれくらいになりますか。

(事業者)

現在、第1期処分場の改善計画は、様子を見ながら改善を進めている段階であり、改善の進捗状況等によって割合の変化があるため、今現在ではどれくらいの割合で入るかということは申し上げられません。

(三浦委員)

資料1－2インデックス2の14ページについて、先ほど少し説明がありましたが、私はいつも議会ではダンプカーの搬入搬出台数について質問をさせていただいていますが、この資料は初めて見ました。

図を見ると県道32号線から上がってくるものと、林道戸面蔵玉線から上がってくるものがあるが、両線を含めて100台だと聞いています。この流れの中で福野の方で行くと、赤が上りで、青が下りということですのでよろしいですね。つまりは県道32号線から上り、そのまま降りていく。私は地元が上総地区で亀山・松丘方面のダンプの運行状況は中々見ることはできませんが、国道465号線は、計量施設で総重量を測って、林道戸面蔵玉線を上り、帰りは林道坂畑線を通る。それがこの表の見方でよろしいでしょうか。

(事業者)

お答えします。この表の見方は、赤線で上り、青線で下るという見方になりました。具体的に申し上げますと、朝に計量施設で総重量を測り、林道戸面蔵玉線に入っていきます。林道戸面蔵玉線から処分場まで行きまして、廃棄物を降ろした後に、林道戸面蔵玉線で下りる場合と、林道坂畑線で下りる場合があるということです。

また、通行台数についてご質問内容に含まれていないのですが、あえて補足いたしますと、林道坂畑線については、下り専用の50台になります。一方、林道戸面蔵玉線につきましては、上り50台、下り50台ということで運用させていただいております。

(三浦委員)

次ページのP15について、通行台数を最大100台と認識していますが、資料内①～③については、先ほどご説明いただいたので、概ね理解できました。④市原市道85号線について、通行車両の総重量が30トン以下となっており、通行台数については片道50台、往復100台と書いてありますが、それについても同じように産廃を積んで搬入をしているのでしょうか。

(事業者)

お答えいたします。④市原市道85号線について、総重量は30トン以下ということになっております。それは特殊車両という分類になります。20トンを超える車が特殊車両と言われております。

ここ数年でダンプの大型化が進んでおります。1回当たりにおける搬送量の効率化等様々な諸事情があると思いますが、ダンプの大型化が進んでおり、中にはセミトレーラー、フルトレーラー、いろんな運び方があると思います。

これまで蔵玉側から上がってくるのは20トン以下であるため、見慣れた車両になりますが、反対側の方は、20トンを超える車というものが廃棄物を積んで搬入、運搬されております。

(三浦委員)

そういうことを始めて知ったのですが、これは市の経済環境部で承知していたか。

(小松課長)

この件については、市の方で承知しています。

(三浦委員)

私が今心配しているのは、どちらかというところとちゃんとやってもらいたいという監視の立場でいろいろと見ていますが、今回は汚染土壌を第1期処分場から第3期処分場に回したいという話なので、今回はいいのですが。

それ以降の問題も含めて、第3の2の1処分場が完全に完了したかどうか今その過程の中にあるので、第3の2の2処分場が本格稼働するにあたり、ダンプの台数がさらに増えてしまうのではないかと懸念しており、ずっと監視的な立場でやっていました。

この30トンというのが今増えていると話していましたが、増えた車両も国道を含め生活道路を走行することになると、以前より搬入量が多くなるので、道路の陥没や損傷も早くなり、騒音等の懸念もあります。今後もこの30トン以下のダンプを活用する予定はありますか。

(事業者)

ご質問に対するお答えになろうかどうか分かりませんが、誤解を与えてしまっていたならばこの場で訂正しなければなりません。

世間一般的に特殊車両という大型化が進んでいると申し上げました。今のご指摘、ご懸念というのは、現在市道が50台、林道が50台、計100台と申し上げたものの通行上限が増えるかという内容かと思います。通行台数は許可条件が50台と50台であるため、それを超過するようなことは今の許可条件ではありえません。

世間一般的に大型化が進んでいるというふうに申し上げたところであり、誤解を与えてしまったかもしれません。すみません。

(三浦委員)

今現状の20トン越えのダンプの割合はどのくらいですか。

(事業者)

当センターにおいて、概ね半分弱ぐらいは大型化が進んできていると思われます。

しかし、目安でございますので正確な数字ではありません。ご質問を事前にいただければお答えできたのですが、感覚的なもので申し訳ありません。

(天笠 等委員)

現状通行しているダンプの大型化は一度置いておいて、汚染土壌の許可が出た場合、現状より搬入台数は増える可能性はありますか。現状の台数と許可が下りた場合の比較についてどうお考えですか。

(事業者)

行政としての許可を与える側ではない、事業を行う側の事業者の立場のものですから、見通しも立ちません。その申請を上げていることもございませんし、それがもしなったらというタラレバのところも今のところはお答えしようがなく、計画も今はありません。

計画というか、まず、それぞれの市道の通行上限も、これは林道の通行上限も、これ行政側の方でお決めになられている方針に基づいたものでございますから、欲しい欲しいと言っても、なかなかうまくいかないものでございます。

(天笠 等委員)

現状どのぐらい走っていて、許可が下りた場合と比較してそれほど変わらないので、それを単純な比較としてどうですかということをお伺いしています。

先ほど、三浦委員からも出たのですが、許可が下りた場合とその現状とはさほど変わらずということではよろしいでしょうか。

(保坂議長)

只今の質問ですけど、仮定は多分お答えできないと思います。

今回の議案については、それが許可できるかできないかの議案であるため、その後の過程で増えるか増えないかというよりも、現在ここにある通行条件は下記のとおりで、この条件内でやりますよということで、これは行政指導で決まっているわけなので、天笠委員がおっしゃった、これがもし許可になった場合という過程で増えるか増えないかということについては、今議論しても多分難しいかなというふうには思います。

(天笠 等委員)

その点は分かりました。ただ、事業者としては、当然こういった事業計画は予算立てをして実行しているため、私も1人の経営者ですのでそういった部分を把握していて、事業を実施する前にそういった予測をするのが経営の在り方だと思うので、このような質問をさせていただいていますけれども、それは結構でございます。

私の別の業種として、保険の代理業をやっています。そうすると、今でも事故現場に行くことがあります。搬入台数が増えダンプが多くなると、地元の住民の方々においては、事故の懸念というのが当然考えられます。あるいは、ヒヤリハット、事故まで至らないにしても、交通の観点から考えられる、そういった部分もあると思いますが、搬入業者に対して交通の指導・教育・安全運転の指導をやられているかをお聞きしたいと思います。

(事業者)

まず、弊社の搬入に当たりましては、弊社で確認が取れている車両であること、

運転をしていただいている運転手が確認できていることの2点を実施しています。

林道の通行に当たりましては、運転手に林道講習というのを弊社のセンターまでお越しいただき、それぞれ個別に行わせていただいて、その修了書をセンター長名で、免許証的なものをそれぞれ1社1名の方に発行しています。それを提示していただくことで、通行プレートをお貸ししています。

なお、林道講習の内容については、通行速度の遵守や地元車両の優先走行等について、安全性を保つためにかなり細かく実施をしています。林道の通行に当たりましては、狭小道路になっているため、走行中の徐行はさることながら、崖を含めたところの走行もかなり細かく実施し、実践も伴っていただきながら実施している状況です。

なお、通行する車両に関しては、事前に車検証及び自賠責を確認しており、搬入車両が法令に基づいて適正に運行できる車両であることを確認の上、受入れを1台1台させていただいています。

また、それ以外の都度気になることは、ヒヤリハットを含めまして、当然ながら注意してやらせていただき、実践の中で取り組んでいることとなります。

(天笠 等委員)

職業柄どうしても気になったので、質問させていただきました。

ありがとうございました。

(山口委員)

資料1-2 インデックス2 7ページについて、中間覆土材として使用するものは、1期埋立地改善工事計画に基づき工事で発生する汚染土壌の他に、外部からの汚染土壌を受け入れると記載されています。また、27ページに、受け入れる汚染土壌は、第一種・第二種・第三種特定有害物質で、第二溶出量基準値以下のものとするということになっておりますが、外部から運んでくるということは、汚染された土地から直接搬入することを想定しているのでしょうか。

(事業者)

外部から搬入する汚染土壌の想定は2通りを考えております。

今ご質問がありましたとおり、汚染された土地から出てくる、通称「現場物」と言われるものが直接入ってくる場合と、中間処理施設で処理をしたものが入ってくる場合の両方が想定されております。いずれの場合も、我々の方としては事前に性状確認をして、第二溶出量基準値以下であることを確認してから搬入になりますが、搬入する汚染土壌は、現場物及び中間処理したものの2通りを考えております。

(山口委員)

続けてお聞きします。現場物の方を主に想定して聞きたいと思いますが、その第

二溶出量基準を満たしているかどうかの確認は、どの時点で誰がどのように行うと
いうことを想定されていますか。

（事業者）

今のご指摘は誰がいつ何を持ってどう確認するのかということかと思います。

まず、中間処理から出てくる場合、例えば大手のゼネコンでは汚染土壌の処理を
業として行っている会社であり、適宜、適切に性状分析を実施しているため、私ど
もが荷受けする場合は、事前にその分析表を取得して、第二溶出量基準以下である
ことの確認をもって契約行為になり、もしくは汚染土壌管理表たるもので排出され
ますから、それを荷受けしていくということで、それも継続性を保ちながらやって
いくわけです。

次に現場単位のものになります。土壌汚染対策法は非常に厳しい法律でもありま
すが、当然各社が土対法の専門部隊を持っていまして、その法に基づいたメッシュ
切りというのを実施しますが、そこで分析をして性状確認をして、性状が確認され
た適切な第二溶出量基準以下であることの確認ができれば契約するわけです。

いずれにしても、中間だろうと現場物だろうと、排出した当事者が分析をしたもの
をいつ確認するかというと、受入れ前です。何を持って確認になるかというと、そ
の性状分析結果の分析表です。それを必ず確認して、どの基準かというと、第二溶
出量基準以下であることを必ず確認した上で受入れを行っているということが、お
答えになろうかなと思います。

（山口委員）

続けて聞きますが、現場物だと大手ゼネコンから分析表を受け取って、それを見
て、第二溶出量基準以下であれば受け入れると、そのような答えでしょうか。さら
にお聞きしますが、そうすると、搬入時に改めて事業者の方で検査をするというこ
とは想定してないということでしょうか。

（事業者）

今のご質問というのは、受入れしながら抜き打ち検査しないのかということかと
思いますが、当社では分析の取得日若しくは計量証明士が証明していますから、そ
の証明をもって確認を終えたということになりますので、あえて抜き打ちでやるこ
うなことは考えておりません。

（山口委員）

続けてお聞きします。そうすると汚染された土地にある有害物質の濃度というの
は、ばらつきが場所によってあるかと思います。その場合も分析表で第二溶出量基
準以下であるならば、当該汚染土地のものは受け入れしてしまっても問題ないとい
う理解になりますでしょうか。

(事業者)

山口委員からの質問でご懸念されているのは、現場物で例えば、A工区・B工区・C工区と取った場合に、AとBは第二溶出量基準値以下、Cについてはそれを超過した。そうすると受入対象はAとBになる。そうは言っても、AとBの、例えばBから取ってみたものが、第二溶出量基準値以上のものが含まれている懸念というのがないのかって、そのようなご懸念であろうかなというのは理解したのですが、そうではないでしょうか。

(山口委員)

そのとおりですね。

(事業者)

今の法律に基づけば、例えば10mメッシュなり、決められた広範囲の中でも、かなり細かく定められたところを1個1個分析検体するやり方になろうかなと思いますので、現時点はそれで性状を確認できれば問題ないという理解のもとで、進めていくということになろうかなとは思いますが。他にやり方があるかということ、抜き打ちというのは、ともかくとしてですが。

(山口委員)

土壤汚染対策法の厳しい基準に合致していれば、とりあえず良しとせざるを得ないという理解ですかね。

(事業者)

そうですね。我々の方は、廃棄物処理法に基づく設置許可を受けている管理型の最終処分場に、土壤汚染対策法に基づく汚染土壌の受入れ、埋立ても併せてしていく。そうすると、当然ながら、廃棄物も今のご懸念っていうのはあるかもしれませんが、土壤汚染対策法の今回の汚染土壌というところもご心配はおありだと思いますが、基本的に分析はかなり細かくされておりますから、それをきちんとお示しもできるように、1件1件確認は取っておりますので、我々もきちんと性状確認をした上でということに取り組んでいるというのが実情であろうかなと思います。

(山口委員)

ありがとうございます。

若干角度が変わってくるのですが、仮に基準を満たしていたとしても、その汚染土壌を覆土して使用した場合に、透水性が悪くなつての安定化に時間がかかってしまう等の危険はないのでしょうか。

(事業者)

私どもは第1期処分場におきまして、平成24年の1月末に千葉県の勧告をいただいて、現在も対策を講じた上で維持管理を続けてきていて、この度、改善ということで初めて処分場自体の掘削の着手に入ったところでありますが、その経験・体験というか、その事故を私どもは2度と起こしてはならないということを、起こしたが故に強く思っている会社であろうなというところです。

具体的に実践していることを申し上げますと、第2期におきまして、第1期の事故を踏まえ透水性の確保、いわゆるその強制排水、ここで説明したら時間がないものですから一言で申し上げますと、排水機能を強化した処分場を作り上げたと思っております。さらに第3期におきましては、第2期の経験を生かして、さらにその排水機能を強化して作り上げているということでもございます。

山口委員からのご指摘は、中間覆土部分に汚染土壌を使うことによって透水性が悪くなる可能性があるのではないかとというご質問ですが、2層ごとに中段集排水管内の強制排水管を設けたり、堅型排水管を何か所も設けたりしました。また土堰堤構造におきましては、法尻集排水管、いわゆる集排水管というのを至るところに満遍なく設けまして、さらには廃棄物層と中間覆土層を真っ直線でくり抜いております、砕石柱というのを第3期においては実践をしております。具体的には、300㎡に1か所、砕石の1mぐらいの幅の柱を1番下のメイン管からまっすぐに埋立層にくり抜いているというものになります。万が一、固結化したり廃棄物層の中で水の移動がしづらくなった場合、強制的に透水を非常にしやすい状態に埋立地の内部構造を仕上げているということでもございます。

そのため、汚染土壌を入れることによって、中間覆土層の透水性が悪くなるかどうかはともかくとして、万が一そういったことがあった場合であっても、排水機能が十分保たれるという構造を今作り上げているということをあえて補足させていただきたいと思います。

(山口委員)

ありがとうございます。

(保坂議長)

他にございませんでしょうか。他に質問がないようですので、本件については以上といたします。事業者の皆様は退室願います。本日はご苦勞様でございました。ありがとうございました。

ここで暫時休憩といたします。

(事業者退出)

(保坂議長)

それでは皆さんお揃いでありますので、改めて委員の皆様から答申に関するご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

(鈴木委員)

それでは、いくつか事例を紹介したいと思います。

まず、今日事業者が説明された内容は、廃棄物処理法に基づく管理型の最終処分場に土壤汚染対策法の指定区域や要措置区域から、掘削除去された汚染土壤を搬入し最終処分する許可申請の事前協議でした。このことは皆様の共通認識です。

土壤汚染対策法は平成14年に施行された法律で、その後平成29年と平成31年に改正された経緯があります。新法制定に関与した僕は、土壤汚染対策法の国会通過に合わせて、「新法は、土壤汚染という言葉に市民権を与えた法律だと」と申し上げてきた。

土壤汚染対策法は、有害物質を取扱う水質汚濁防止法の特定施設の廃止届を機に都道府県知事が土地所有者に対して調査命令を発し、環境大臣の指定する指定調査機関が調査を行い、土壤環境基準を超過する場合は、指定区域や要措置区域などの行政処分が課され、適切な対策を実施させ、生活環境や健康被害の防止を行おうとするものです。

土壤環境基準は、環境基本法に基づく基準で全国津々浦々共通にかかります。対象項目が水に溶出して基準値を超過するか否かで判定します。水溶出は君津市環境部が開発実証した僕の考え方にに基づき、平成5年の全面改正時に採用されたもので従前の含有量は廃止されました。

仮に土壤環境基準を超える土砂がある場合、本申請と同様に他の場所に埋立てるとか、中間処理による無害化处理などがなされておりました。そこで、土壤汚染対策法の施行以前に、僕は「21番目の廃棄物を作る暴挙」と題する学会論文を発表しました。つまり、汚染土砂は浄化さえすれば土木建設資材をはじめあらゆる産業利用ができる資源となり、一方、最終処分場への持ち込みは汚染土壤が居場所を変えるだけであるとししました。ここで、21番目とは何かというと、廃棄物処理法では廃棄物を20種類に分類し、19種類が日本国内で発生した廃棄物で、20種類目がバーゼル条約で外国から輸入された廃棄物です。バーゼル条約の所掌は当時の通産省でした。日本は今から20年位前までは、沢山の廃棄物を外国へ輸出していました。

土壤汚染対策法で基準値を超えた汚染土壤を21種類目の廃棄物にする動きを止めさせました。ところが、10年ほど前に汚染土壤を覆土材として使ってよいということになったようですが、経緯や詳細は承知しておりません。

実は汚染された土であっても、普通の土と性状は殆ど変わらないのが一般的です。そのため、覆土材で使ったところで物理的な問題は発生しないでしょう。しかしながら、土壤環境基準を超過する汚染土壤は、化学的に問題があるわけです。降雨に

よって水溶出してしまいます。基準項目物質が環境基準値を超えて溶出します。

土壤汚染対策法における指定区域や要措置区域とは、言わば赤札が貼られた土地であり、その土地の特定区画は土壤環境基準を超えたから指定されたのです。一方、廃棄物最終処分場には埋立てに際し処分基準の遵守義務があります。管理型の処分場では、土壤環境基準の概ね10倍値まで入れることができます。それが事業者の仰った第二溶出量基準です。第二溶出量基準というのは、土壤汚染対策法だけの定義であり、環境基準の10～30倍高い数値が設定されています。

有害物質を使っていた工場・事業場が廃止を契機に土地所有者が調査・対策する土壤汚染対策法に抵触する土地は全国的には僅かな面積です。また、汚染土壤の実際の流通は、かなり高い値段で流通していることも事実です。

それと、先ほど三浦委員あるいは天笠委員から質問のあった、特大車、30トン車というのがありまして、ここ20年くらい前から積み荷が20トン超というのがあり運転手は一人です。ダンプカー自体が10トン近くになりますから、総重量30トン超えになり、一気に20トンの荷を動かせるので特大車といいます。具体的には関東圏では主流になっていないと思います。

もうひとつ、特大車の話として、車の性能は良くなった点は挙げられますが、日本だけが変わっているというところもあります。日本のダンプカーはミッション仕様ですが、ヨーロッパ、アメリカのダンプカーはトルコン仕様が当たり前です。無理な過積載などを防止するためと聞いております。

僕は役所を退職し20年、国内外で100を超える現場を綺麗（完全浄化）にしてきました。千葉県内で仕事をすることがないため県内事情はよく知りませんが、県外の関東圏は十分承知しています。廃棄物の処理処分費用は関東圏では高価で、関西圏・中国圏などは関東圏より安価です。ということで、実は地場性の強い産業とも言えることから10トン車で問題ないのです。ところが、君津の処分場に持ってくるような車両は、例えば埼玉県や神奈川県から搬入してくる車両だと特大車が多くなると思います。ですから、それらを勘案すれば大きな交通問題に発展する懸念はあるだろうということです。

それと、先ほど事業者の方が仰っていた現場物や中間処理物について、僕は現場物なんて言い方は初めて耳にしましたが、事業者の言う現場物について僕は全否定論者です。僕のオペレーションでは、土壤環境基準超過物は全量をセメント材料としてセメントキルンへ供給し資源化を図ります。廃棄物混じりの場合は中間処理施設へ委ね無害化します。

実は今朝起きて、急遽説明資料を作成し持参しました。その資料の説明をします。これが管理型処分場の構造です。黄色く塗ったところが廃棄物です。2メートルになっています。その上に覆土します。また廃棄物を載つけます。また覆土します。こういうサンドイッチ構造にすることになっています。このような構造になったのは昭和51年以降です。廃棄物処理法ができたのは昭和45年ですが、その間は無かったのです。

そして雨が降るたびに水はどんどん地下深く浸透していきます。1番上の層の汚染物質はこの覆土層にフィルターされます。2段目、3段目、4段目と下に行けば行くほどフィルターされるため、覆土層の中はとても濃度が高いのが一般的です。最終処分場の中で地質ボーリングして試料分析するなんてことはほとんどご法度です。それを生業とするのが僕の商売ですので熟知しており、覆土層は非常に高濃度に濃縮されているのが一般的です。

ですから、第1期処分場に同様の構造があるとすれば、それを第3期処分場に持っていくのであれば、僕であれば全量を中間処理して、無害化した中間処理残渣を3期処分場の覆土材に使用します。そうすればノーリスクじゃないですか。この資料は事務局に置いていきますから、ご覧になられてください。

一方、事業者が仰っていた現場物というものです。この資料は最近の掘削除去現場です。コロナ禍以前の浄化現場です。この写真の地層断面は何かといいますと、この写真の手前側は、廃棄物混じりの汚染土を全部取り除きました。この地層断面が敷地境界で汚染は連続していますが、地主に浄化の進言をしましたが、うちはいよいよと言ってやりませんでした。だから弊社のお客様の境界まで綺麗にした話です。この部分は何かと言うと、埋設廃棄物です。地表から1メートルぐらいある埋設廃棄物の上に有機溶剤を撒いたりしていたわけですから、下位のレイヤーに引っ掛かります。過去とは言え、とんでもない行為があった現場です。

実は、先ほど100現場と言いましたが、そのうち掘削除去は5現場程度です。掘削は、技術を持たない業者の常套手段で多用されており、21番目の廃棄物を創らなかったが代替えに管理型処分場が受け皿となりました。掘削嫌いな僕が掘削を選択する場合は引渡し時期の問題だけです。基本は原位置浄化（汚染物質だけを浄化する）で綺麗にしてしまいます。そして、ここの汚染地層を環境基準値近くまで浄化するのに数か月から1年程度かかりますが、完全浄化のために掘削を行うこともあります。法律改正前の場合、それを指定処分場に持っていくということでもあります。土壌汚染対策法の指定処分場は、中間処理施設と最終処分場を合わせて全国に10事業場程度でしたので、搬出先探しに苦慮しました。その時の大阪府下での例を述べます。何を搬出したかと言えば地質ボーリング試料だけです。でも、指定区域の中でやっているボーリングコアですから、法律の相当規定に従いましょうと役所と協議して申請書を提出して実施しました。

一方、この写真や資料は重金属類による掘削現場です。写真は掘削範囲全面を矢板で囲み補強の支保工も施してあります。地表面下4メートルを起点にした調査のためボーリングマシンを下ろした写真です。その面から地表面下8m面まで試料採取と試料分析を行いました。そして、汚染物質拡散の立体像の絵がこの図です。これは0.5メートル面・1.5メートル面・3.0メートル面・4.0メートル面、実は8メートル面まで調査をしています。なぜ8メートル面まで掘り進んだのかというと、8メートルで地下水面に到達するからです。このような技術は君津市環境部の開発・実証技術であり僕だけが実施しているオペレーションです。地下水面よ

り上を行政用語で土壤汚染といいます。地下水面より下は行政用語の土壤汚染ではなく、地下水汚染とすべきです。こういう事を事前に調べていれば、適切な仕切りをするということもできるわけです。

僕自身、平成元年から千葉県と県内市町村職員を10年間教育してきましたから、千葉県内は他県と比べかなり力がありますが、他県に行くと何も知らないのが現実です。だから、調査や浄化の現場があると県庁に行き立入検査権を行使した現場来場を願い出ます。立入検査権で来させ、一つ一つ全部説明する現場教育で、多くの感謝を頂戴しています。

この絵を見ていただければわかるように、矢板で仕切られているため、どこを掘っても全部同じだろうと思って、さっき事業者が仰っていた現場物として搬入されてしまいます。ところで、この絵にある黄色も赤色も、青色以外はすべて第二溶出量基準を超過しています。それが君津へ持って来られても不思議ではありません。

この現場は六価クロムです。六価クロムの場合、ダンプで積んで搬出するので簡単です。ところが有機溶剤の場合はフレコンバックに入れて、ビニールの内袋に入れて厳重に封をしてというのがあります。

土壤汚染対策法上の汚染土壤の処理・処分では、弊社以外の会社はすべてが掘削除去しかできないと言っても過言ではありません。具体的に10m区画で1か所調べれば問題なしとして。隣接区画で問題なければ、その区画はすべて問題なしと判断されます。その代わり、真ん中にしか汚染がなくても、この区画は全て問題ありになるというのが、土壤汚染対策法という法律です。

こういう訳の分からない法定調査法に基づき、赤色や黄色のついた土砂が持ち込まれるってことを想定した上で考えてほしいと思うわけです。こういう赤色や黄色のところがあることを常に承知して現場作業を展開すべきです。

最終処分場は、周縁での環境汚染の発生など、問題を起こしたところは調査や掘削除去は容認されますが、今回の処分場は、問題を起こした処分場なのか問題起こしてない処分場なのかという判断がなされるべきだと思います。そうすると、掘削を自らやっているため、問題を起こした処分場という自己認識があると思います。

そうであるならば、掘削した中間覆土材を覆土材として使うということはまずあり得ない。全量がその廃棄物層あるいは土壤汚染対策法で線引きされた覆土材であり、全量が廃棄物相当とすべきではないでしょうか？

第二溶出量基準に適合していますということで事業者が埋立てをするわけだから、処分するに当たり適合なのか不適合なのか、廃棄物処理法上では処分基準という言い方をしていますが、処分者の判定が必要です。第1期処分場からの掘削は、処分基準に対して外部から搬入された廃棄物の分析表を見て埋立てを行うわけではありません。自分たちの掘削によるものであり、排出者は誰かと言えば、廃棄物処理法上は行為者が排出者です。工場内の汚染土砂は工場が原因者だが、僕が掘削除去を行えば僕が排出者です。だから僕の責任で処理処分をしなければならないのです。

第1期処分場で問題が発生し、それを掘削除去して、第3期処分場に入れていい

か悪いかというのは、廃棄物処理法上の処分基準が課されませんかという問題があると思います。廃棄物処理法上の処分基準に適合しますよと言うのであれば、彼ら自身が分析をすべきではないでしょうか。若しくは、問題を起こした廃棄物層であるならば、全量中間処理をして第二溶出量基準以下だということを保証してもらわないと、処分基準を誰が保証したのですかという話に対し理論的に成立しません。

それともう1つはですね、廃棄物の処分場についてです。日本という国は安定型処分場、管理型処分場、遮断型処分場の3種類があります。基準は、処分基準・構造基準・維持管理基準の3つしかありません。皇居の周りに作っても、山間地の1km²にキツネ1匹しかいないところに作るのも同じ基準しかかからないという話です。そういうときに、処分基準は環境基準の10倍値まで、すなわち汚染物質の埋立て事業を、民間企業に委ねているわけです。極論を言えば、これ、日本だけです。他の国は、安定型処分場、いわゆる環境基準値以下のものを民間に委ねることがあったにせよ、環境基準を超えるようなものを民間企業に委ねていません。最終処分場に雨が降ったら、水が出てきますよね、これは排水処理施設に入ります。こうやって水が出てきます。これを浸出水といいます。この水質を何年間かモニターしましょうということで、今から30年くらい前にドイツ政府が30年やりますと。それから数年もしないうちに100年やりますと延長しました。今では100年が国際常識になっています。その話を僕は廃棄物処理法で閉鎖後管理期間の問題定義を致しましたが、先送りになったままです。実際にはそういうことですので、100年ということになろうかと思います。

富津市にも最終処分場がありますが、水処理に月1億円かかっているとのこと。月に1億円かかるということは年間12億円かかるわけですよ。

埋立てが完了し廃棄物が入らなくなった状態で最終覆土ということをしてしますが、そうすると開口部の閉鎖という手続きに入るんですね。開口部を閉鎖し収入源を断たれ、汚い水は出続ける、100年間管理し続けることを誰が続けられますかという問いかけの話になります。ですから、管理型処分場というのは、民間企業がやるべき施設ではないというのをいつも断言しています。管理型処分場は民間企業がやるにはリスクが大きすぎる。天笠委員がおっしゃいました、僕も経営者ですけど、100年続くかどうか分からないですよという話で、100年間ずっとお金を出し続けるというのはすごく大変だと思います。僕が事業者の立場だとしたら、現在、新しく廃棄物が入らないので、汚染土壌を搬入してしまおうか、そうすれば相当の売り上げが立つのではなかろうか、経営者であればそう考えたくなる方が多いのではないのでしょうか。

申し上げましたように、管理型の最終処分場の覆土層というのは、そこで汚染物質が濃縮されるということを様々な現場データを自分自身が持っているため、今日開示している資料は全部お客さんに公開了承をもらっています。雑誌投稿や学会発表もしています。お客さんに了承してもらっていないものは出しません。弊社のお客様は東証プライム上場の多国籍企業だけであり、どうしても使いたいから書いて

いいですかと照会すると、承認しますと回答されます。ただ、社名が出ないように書いてねと付言され、紹介させていただきました。

冒頭に申し上げましたように、土壤汚染対策法は、どういう法律でどういうときに使われるかということですが、管理型最終処分場の中に土壤汚染対策法上の要措置区域などから掘削除去されたものを選別することなく、第二溶出量基準値以下の計量証明書を確認して搬入するだけです。

実は土壤汚染対策法上では、1,000 m³に1回程度、ちゃんとチェックしないといけないはずですが、そのため今やっている、1期区画から3期区画に持って行きたいのならば、少なくとも1,000 m³に1回程度、事業者分析をさせて、性状的に問題の無いものを持っていき、それを元々保管してある覆土材で補完を試みて、全部完了したらそこで初めて土壤汚染対策法の汚染土壌の搬入を開始したい、という協議になるのが論理的に正しくないですかと申し上げたいのです。

今から汚染土壌を入れるということを考えるのは、少し早計ではないでしょうかという話です。もっと穿った言い方をします。第3の1処分場、第3の2の1処分場が終了し、第3の2の2処分場が供用開始となる。まだ第1期の処分場の3分の1も掘ってないです。

このままでは次には第4期処分場問題が出てきます。僕ならば第4期やりたいからそこに入れると言い出しますよ。第4期の許可は国のアセスを走らせれば敷かれたレールに乗った話になりますから、そういうふうな形になると思います。

ですから、そのところはぜひ千葉県に毅然として、正しいことは正しい、正しくないことは正しくない論理展開をして欲しいと思っているわけであります。

何度も申し上げますが、土壤汚染対策法上の汚染土壌の搬入というのは、今日や明日の話ではなくて、第1期の掘削除去が全部終わってからの話じゃないのかという話の方が、市民感情もここにお集まりの委員の皆さんも、ご理解いただけるのではないのでしょうか、いかがでございましょうか。

以上です。

(保坂議長)

はい。ありがとうございました。

いくつか問題点を鈴木委員の方から指摘をいただきました。

これについて、執行部から何か話ができればお伺いしたいと思います。

(石山次長)

鈴木委員、貴重なご意見をいただきありがとうございました。大変勉強になったと認識しております。

私達も大前提は、長年の懸案事項であった新井総合施設の産業廃棄物処分場問題、これの解決というところだと思っております。

ただ、その処分場の問題をようやく解決するということで、令和6年2月に廃棄

物の排出作業が着工になった。これは10数年来、君津市のものすごく大きなテーマでありまして、それが始まったというところで、1つステージが上がったと思っております。

そのような状況の中で、その作業をするために今回、土壤汚染対策法の許可が必要だというのが県の判断だと認識しております。

私どもは、2メートル廃棄物が入って50センチ覆土、2メートル廃棄物が入って50センチ覆土ということで第1期処分場に入っており、その覆土の分に汚染土壌が入っているということですが、廃棄物の中に一部汚染土壌が入っているため、全体を廃棄物で見れば、廃棄物処理法の許可の範疇でやれるのではないかとすることは、県に投げかけはしましたが、解釈上それは難しいというところで、第3期に入れるには、土壤汚染対策の許可が必要だと話を聞いております。

ただ、今委員がおっしゃいましたように、少なくとも第1期処分場に入っている廃棄物と汚染土壌を現場で分別して、元々入っていた汚染土壌の部分を第3期にまた覆土で使うことは不可能だと思っております。

第3期に入れるものは、汚染土壌混じりの廃棄物を廃棄物層の2メートルの中に入れ、その上に50センチ覆土とする際、元々の計画では地山の綺麗な土砂を覆土で使おうとしていた。

ところが、今回汚染土壌の許可を取ることによって、外部から持ってきた汚染土壌で覆土させてもらいたいというのが、この計画の1番の肝の部分なのかなと思います。

そのため、そこについてどうなのかというところをぜひこの審議会の中で、ご審議をさせていただいて1つの結論付けをしていただきたいと、そのように考えております。

以上です。

(保坂議長)

はい、ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

(館本委員)

僕はハイキングクラブをやっていたものですから、あそこの周りも何回か通ったことがあります。

確か17日に現場に、本審議会の皆さんで行くことになっていると思いますが、実際に行ってみたらよく分かります。

自然がいっぱいあるところに、へこんだ谷みたくなところ、そういう廃棄物を千葉だけじゃなく関東近辺全部ですよ。こういう場所があるのが、ここしかないというのは本当に不思議です。

ここにしかないため、神奈川県や埼玉県からも運ばれてきます。そういうことが、実際に行ってみてもらえば一番わかると思うのですが、本当に異様な光景です。わ

ざわざ自然がいっぱいあるところに盛土しているというのも、うなずけない根拠の1つです。

それと、何年か前の会議で、ちょうど福島原発のあった後、放射能が水道水に含まれているのかないのかともものすごい問題になって、実際に小糸川の水を飲んでいるわけではなくて、木更津の方の川の水を取水して、富津・君津・市原市等この辺全部その水を使って飲んでいるというのが、実際にそういうことがあったおかげで知ることができました。

ですから、実際に現場を見るということは、我々環境審議会委員にとっても一番大事なことだと思われまますので、ぜひ17日には皆様にご参加いただき、実際の目で見て確認するのが一番いいのではないかと思います。

以上です。

(保坂議長)

はい、ありがとうございました。今のご意見っていう形でよろしいでしょうか。

今、館本委員からも話がありましたが、17日については、当初から見に行かないと分からないというところも皆さんありましたので、現場にも承認をいただいておりますので、17日の件については後で話をさせていただきたいと思います。他にございませんでしょうか。

(委員からなしという発言あり)

(保坂議長)

今日、様々な意見をいただいた中で、今日答申を出すというのはいささか早いのかなというふうに理解をしております。館本委員のおっしゃった通り、現場を見に行くというのは、非常に大切なことでもありますし、処理水を実際手にとって見て欲しいなと思います。私も議員になってからすぐ処分場を見学に行ったわけではございますけども、それから10年経っておりますので、今現在のところはもう外からしか見られないので、中に入ってということでもありますので、この第1期処分場の改善を図る私たちの懸案事項であったということが、大事なことのかなということもあります。鈴木委員の言われたように、本来あるべき姿はどこなのかということも、この環境審議会の中では話をしていけないというふうに思っております。

ですので、今度17日に予定している第2回の環境審議会において、ご意見を得てから答申を行うことというふうに考えておりますけども、皆さん、いかがでしょうか。

(委員から異議なしという発言あり)

(保坂議長)

ありがとうございます。

それでは、17日ですね、また事務局からまた再度細かいお話があるかと思いますが、それを得てからきちんと答申を出していきたいというふうに思います。

(小松課長)

委員の皆様方、今日は貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

事務局といたしましては、委員の皆様方にご意見をいただきまして、いただいた意見の論点きちんと整理をさせていただければなと思っております。

17日、当初は視察だけの予定でございましたが、視察を終わった後に会議の場を設けさせていただきまして、そこで論点整理をした答申書案というものをお示しをさせていただいて、また皆様方に審議していただければなというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。

また、視察後に審議会ということで、長い時間になろうと思いますが、ぜひ皆様さんのご参加と貴重なご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(保坂議長)

ありがとうございました。

ただいま小松課長より、次回の会議の説明がございましたが、この説明のとおり進行させてもらってよろしいでしょうか。

(委員から異議なしという発言あり)

(保坂議長)

ありがとうございます。

異議なしと認めまして、そのとおり進行の方よろしくお願いいたします。

それでは、次回の会議もあることでございますけども、本日の会議については以上となります。

ここで、君津市環境審議会の議長の職を聞かさせていただきます。

本日は皆さんありがとうございました。

(川嶋係長)

保坂会長には、長時間にわたり議事の進行いただき、ありがとうございました。

続いて、次第5の「その他」につきまして、事務局の方から連絡事項はございませんので省略をさせていただきます。

また、7月17日、第2回環境審議会よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の環境審議会を終了とさせていただきたいと思いますので、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

《午後４時３０分終了》